

本号で公布された条例のあらまし

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十七号）（人事課）

一 趣旨

平成二十八年十月二十日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の給与についての勧告及び報告を踏まえ、職員の給与を改定するための改正

二 内容

(一) 公民給与較差に基づく給与改定

ア 給料表を若年層に重点を置いて引上げ

イ 勤勉手当の支給割合の引上げ

(二) 国に準じた給与制度の改正

ア 扶養手当の見直し

イ 五十五歳以上の職員の原則昇給停止

三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)イの平成二十九年度以降の勤勉手当の支給割合及び二

(二)は平成二十九年四月一日